



市川市

いつも新しい流れがある市川

市川市

地球温暖化対策実行計画

～区域施策編～

概要版

平成28年度(2016)～平成32年度(2020)



平成28年11月

1. 地球温暖化の現状

地球温暖化の進行は、地球そのものが持つ大気や水の循環機能を喪失させ、気候そのものや生態系に対して、重大な影響をあたえる可能性が高いと考えられています。

国際社会においては、地球温暖化に伴う気候変動の悪影響を回避するために、世界全体でさまざまな人為的活動により排出される温室効果ガス※1を大幅に削減する「低炭素社会※2」へ移行することが喫緊の課題と認識されています。

- ※1 地球を暖める温室効果の性質をもつ、赤外線を吸収し再放出する気体のこと。代表的なものとして、二酸化炭素が挙げられる。
- ※2 化石燃料への依存を低下させ、再生可能エネルギーの導入等により、生活水準のレベルを維持したまま、二酸化炭素排出量の削減を実現する社会のこと。

2. 地球温暖化による影響

(1) 世界への影響

1880年～2012年において世界平均地上気温は、0.85℃上昇しており、最近30年の各10年間の世界平均地上気温は、1850年以降のどの10年間よりも高温となっています。

※南太平洋にある国ツバルでは、すでに海面上昇や地盤沈下などによって、洪水や海水の浸水、塩害などが発生しています。(右の写真)



写真：Masaki Nakajima

(2) 日本への影響

日本の気候は明治31年(1898)以降、100年当たり約1.1℃の割合で上昇しており、特に1990年以降、高温となる年が頻繁に現れています。

近年では、サクラの開花日が早まったり、イチョウやカエデの紅葉や落葉が遅れるなど、生物季節へも影響が現れています。

身近に迫る地球温暖化の影響



図・写真：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ (<http://www.jccca.org/>)

3. 市の取り組み

1 計画の目的及び位置づけ

市域から排出される温室効果ガスの排出抑制等に向け、市民、事業者、市等の各主体による取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的に、「市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。

なお、この計画は市川市環境基本計画※1に定める「地球温暖化への対策」に関する施策を推進していくための実行計画として位置づけられています。

※1 本市の環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくための計画。

<市川市の部門別二酸化炭素排出量の推移>

平成25年度(2013)における二酸化炭素排出量※2は、平成2年度(1990)と比較すると、32.6%の減少となっていますが、この主な要因は、平成2年度に全体の7割以上を占めていた産業部門の排出量が62.9%減少したことによります。

一方、民生家庭部門からの二酸化炭素排出量は67.6%、民生業務部門は65.2%の大幅な増加となっています。

※2 本市では二酸化炭素が温室効果ガスの総排出量の97.2%を占めています。

(二酸化炭素排出量 単位：千t-CO₂)

	二酸化炭素排出量		増減率 (B-A)/A
	平成2年度 A	平成25年度 B	
民生家庭部門	386.6	648.1	67.6%
民生業務部門	275.2	454.5	65.2%
運輸部門	420.3	534.5	27.2%
廃棄物部門	54.9	55.1	0.4%
産業部門	3,054.1	1,133.1	▲62.9%
合計	4,191.1	2,825.3	▲32.6%

<部門別の二酸化炭素排出要因例>

民生家庭部門



家庭における電気や燃料の消費

民生業務部門



事業所などにおける電気や燃料の消費

運輸部門



自動車などにおける電気や燃料の消費

廃棄物部門



家庭系ごみなどの燃焼等による処理

産業部門



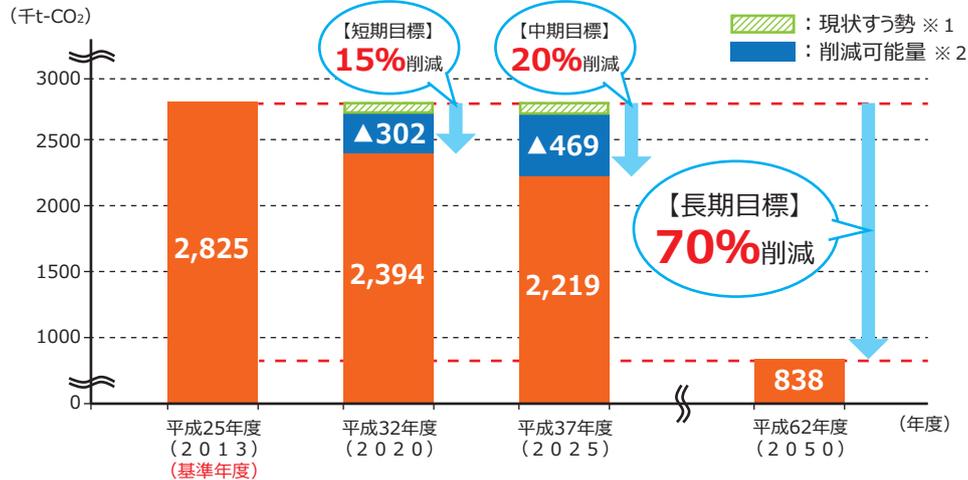
製造業などにおける電気や燃料の消費

市川市においては、民生家庭部門、民生業務部門の対策が必要です。

2 計画期間と削減目標

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし、併せて将来を見据えた中長期的な視点に立った、3段階の目標を設定しています。

■ 各計画年度における二酸化炭素排出量と削減目標



※1 市の人口及び世帯数の減少等に伴い、対策を講じなくても減少していくと考えられる二酸化炭素排出量のこと。

※2 地球温暖化について対策や施策を推進することで削減が可能になる二酸化炭素排出量のこと。詳細は下表をご覧ください。

■ 各計画年度における削減可能量とその削減対策

(単位：千t-CO₂)

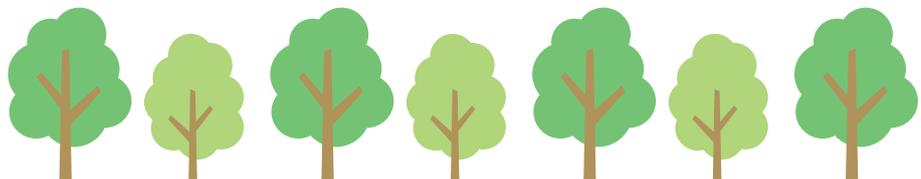
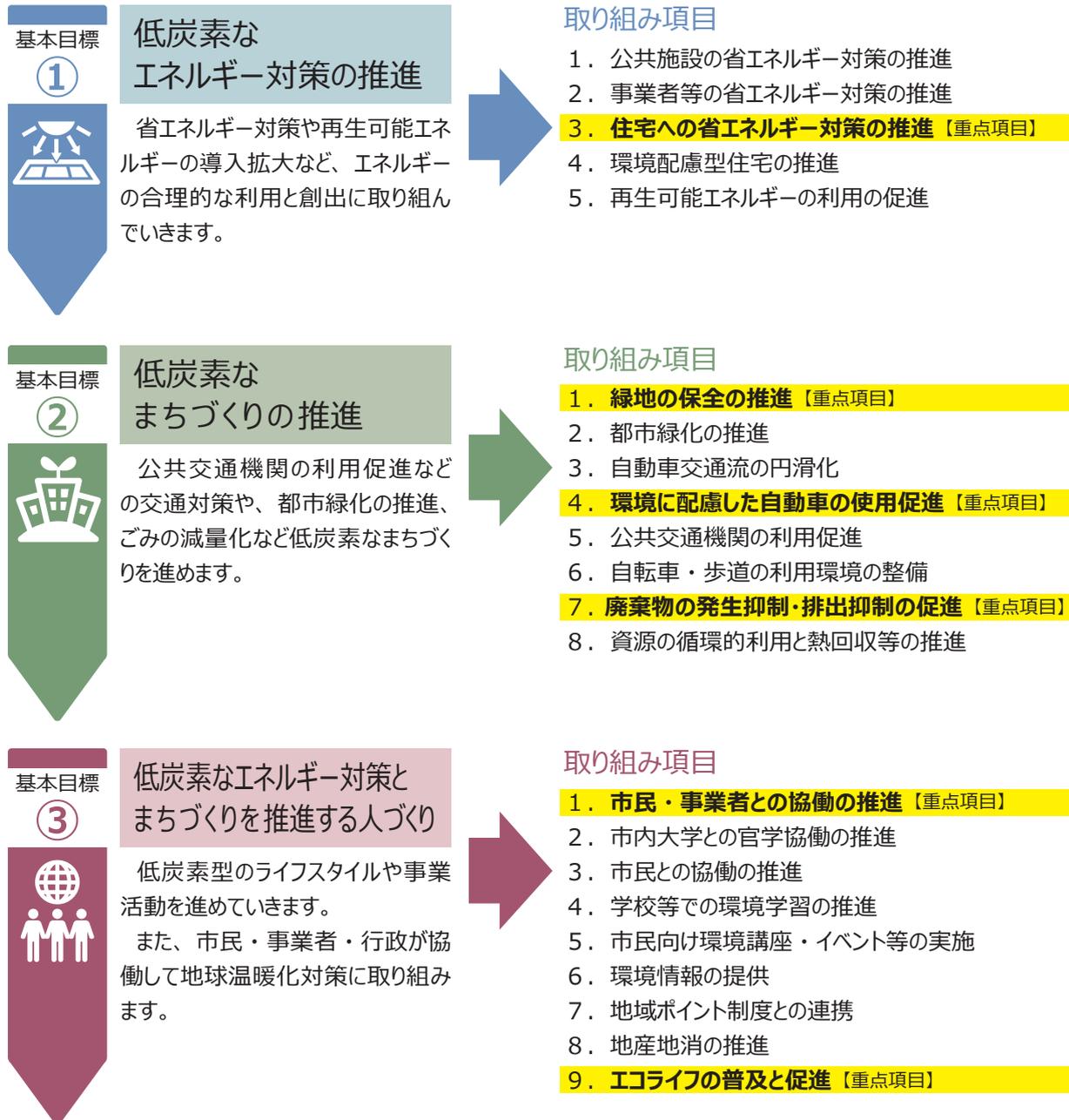
部門	削減対策	平成32年度 (2020) 削減可能量	平成37年度 (2025) 削減可能量
民生家庭部門	省エネルギー家電・照明の普及	48	66
	高効率エアコンの普及	6	13
	高効率給湯器の普及	10	35
	HEMS等の普及	19	24
	住宅の断熱性能の向上	1	2
	太陽光発電の普及	9	32
	運用改善(省エネ行動)	32	40
	小計	125	212
民生業務部門	省エネ機器・省エネ照明の普及	45	60
	高効率空調の普及	17	24
	高効率給湯器の普及	9	14
	BEMSの普及	13	20
	建築物の断熱性能の向上	13	18
	太陽光発電の普及	23	45
小計	120	181	
運輸部門	自動車の燃費改善、次世代自動車※3の普及	20	25
	エコドライブの推進	11	12
	カーシェアリングの推進	1	1
	鉄道のエネルギー消費原単位改善	1	1
小計	33	39	
廃棄物部門	ごみの減量化、バイオプラスチック等の新素材利用	5	6
	小計	5	6
産業部門	素材産業の省エネルギー技術の導入	7	8
	高効率モーター、高性能ボイラーの導入	12	23
	小計	19	31
合計		302	469

※3 ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等、環境性能に優れた自動車のこと。

3 計画の将来像と基本目標等

計画の将来像を「自然と文化に生まれ、活力に満ちた 低炭素なまち いちかわ」とし、3つの基本目標と22の取り組み項目を定め、市民、事業者、市の三者が連携した取り組みを推進します。

なお、削減効果や波及効果が期待される6つの取り組みを重点項目に位置づけて、特に、その推進を図ります。



重点項目 1 住宅への省エネルギー対策の推進



《行政の取り組み》

- 住宅用省エネルギー設備等の設置に対する補助制度などにより、家庭におけるエネルギーの使用の合理化を推進します。

《市民の取り組み》

- LED照明、高効率給湯器※1、家庭用燃料電池※2等の省エネルギー設備や太陽光発電システム、太陽熱利用システム等の再生可能エネルギー利用設備の導入に努めます。
- 省エネルギーラベルを参考に、省エネルギー性能が高い機器を選択します。
- 住宅の建て替えやリフォームの際には、高断熱化や高气密化を図ります。

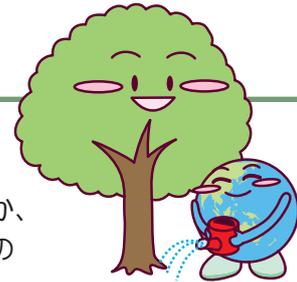
《事業者の取り組み》

- 省エネ住宅の設計・建築・販売や、省エネリフォームの普及・促進を図ります。

※1 エネルギーの消費効率に優れた給湯機のこと。ガス式の場合はエコジョーズ、電気式はエコキュート等の名称で呼ばれることが多い。

※2 水素と酸素の化学反応で発電すると同時に、排熱も有効利用する高効率システムのこと。呼称はエネファーム。

重点項目 2 緑地の保全の推進



《行政の取り組み》

- 地域の緑を守り、活用するため、都市緑地の公有地化を進めるほか、良好な自然環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限を行います。
- 緑地の保全活動を行うボランティア団体等に対して、情報提供など市民団体の支援を行います。

《市民・事業者の取り組み》

- 市の施策への協力を努めます。

重点項目 3 環境に配慮した自動車の使用促進



《行政の取り組み》

- エコドライブや低燃費・低公害車などへの買換えを進めるための情報提供に努めます。

《市民の取り組み》

- 自動車を使用する際は、エコドライブを心がけます。
- 自動車を購入する際は、次世代自動車の導入を検討します。

《事業者の取り組み》

- 配送回数やルートを見直し、物流の効率化を図ります。
- エコドライブ講習会等に積極的に参加するとともに、社員への周知徹底を図ります。



重点項目 4 廃棄物の発生抑制・排出抑制の促進



《行政の取り組み》

○家庭から出る生ごみの減量やリユースの促進、事業系ごみの減量等の対策に取り組みます。

《市民の取り組み》

○生ごみの水切りの徹底や生ごみ堆肥化容器を活用するなど、家庭から排出されるごみの減量・資源化に努めます。

○製品やサービスを購入する際には、その必要性を十分に考慮し、環境に配慮したものを優先的に購入します。

○マイバッグを持参・使用し、レジ袋を受け取らないように努めます。

《事業者の取り組み》

○事業者から排出されるごみの減量、資源化に努めます。

○簡易包装やリユース可能な容器による商品の提供に努めます。

重点項目 5 市民・事業者との協働の推進



《行政の取り組み》

○市民、事業者、市等が協働して取り組むイベントの開催など、地域に即した地球温暖化対策を推進します。

《市民・事業者の取り組み》

○市川市地球温暖化対策推進協議会※の会員として活動したり、協議会の活動に積極的に参加します。

○地域の環境活動に積極的に参加します。

※協議会については裏表紙を参照ください。

重点項目 6 エコライフの普及と促進



《行政の取り組み》

○家庭で自ら実践できる省エネルギー対策等の取り組みを促すと同時に、他者への働きかけができるような人材の育成を推進します。

○事業者としての取り組みについても率先して行います。

《市民の取り組み》

○市が開催する各種講座や啓発イベント等に積極的に参加し、地球温暖化対策の重要性や実践できる取り組み等について学びます。

○家庭で自ら実践できる省エネルギー対策やエコライフに取り組みます。

《事業者の取り組み》

○社員への環境教育を実施します。

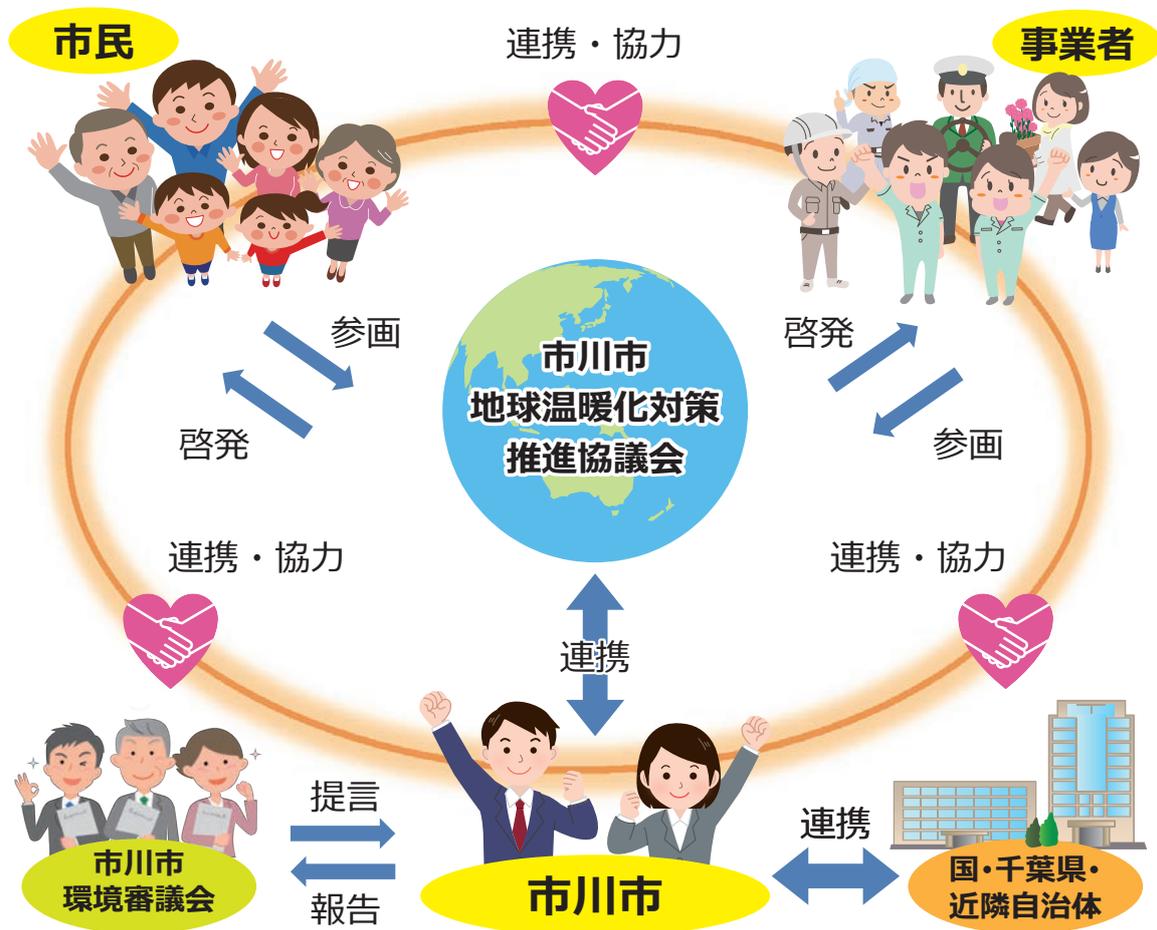
○事業所内で実践できる省エネルギー対策等に取り組みます。

5

計画の推進体制

地球温暖化対策の推進は、市民・事業者・市の三者が、地球温暖化問題の認識を深め、各主体が自ら積極的に取組むとともに、協働した取り組みが求められます。

市川市では、下図のような推進体制を整え、計画の着実な進行を図ります。



市川市 地球温暖化対策推進協議会

市民、事業者、関係団体や市など、様々な主体が構成員となり、市川市の地球温暖化対策を推進するための組織です。

日常生活における温室効果ガスの排出抑制などに関して必要な措置について協議し、協働で具体的な対策に取り組んでいます。

市川市環境審議会

学識経験者や市民の代表者等から構成される組織です。

本計画の策定・改定や推進に際しては、各分野の様々な立場からの意見が必要となるため、「市川市環境審議会」に、計画の基本的事項や進捗状況などについて諮問・報告し、答申や意見を求めています。